

第4期

かしわら 男女共同参画プラン

概要版

令和7(2025)年3月

柏原市

柏原市がめざす男女共同参画社会

計画の基本理念

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、
自分らしくのびやかにいきいきと暮らせる社会づくり

「柏原市男女共同参画推進条例」の基本理念

① 男女の個人としての人権尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、だれもが性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けることなく、ひとりの人間として能力を発揮する機会が確保されること。

② 社会における制度・慣行の及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策・方針の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、育児や介護など、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等における活動と両立できるようにすること。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保への配慮

男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

男女共同参画プランについて

本プランは、男女共同参画社会基本法と柏原市男女共同参画推進条例に基づいて策定し、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにするものです。

計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間です。



施策の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり	(1) 広報・情報発信・啓発の充実	① 広報啓発 ② 情報収集・提供
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校等における男女平等教育の推進 ② 学習機会の提供
基本目標Ⅱ 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進	(1) 働きやすい職場づくり、多様な働き方への支援	① 働く場での意識改革の推進 ② 働きやすい職場づくり ③ 多様な働き方への支援
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	① ワーク・ライフ・バランスの啓発推進 ② 子育てや介護に対する支援
	(3) 市民活動や地域社会における男女共同参画の推進	① 地域における男女共同参画の推進 ② 防災・防犯の推進
基本目標Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり	① 暴力の防止と根絶に向けた啓発の推進 ② 相談体制の充実と被害者支援
	(2) 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進	① 早期発見と相談体制の充実 ② 支援体制の強化と被害者の保護
	(3) ハラスメント防止対策の推進	① 周知啓発と情報提供
	(4) 性と生殖に関する健康と権利の尊重	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発 ② 女性の健康支援
基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進	① 審議会等への女性の参画促進 ② 女性の管理職・役員等への登用
	(2) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	① 困難な問題を抱える女性への支援 ② その他の困難を抱える人々への支援
	(3) 女性の活躍推進	① 女性の職業生活における活躍推進 ② 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり

男女共同参画社会の実現には、全ての人が性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、社会を構成するあらゆる人があらゆる場面において意識改革を進めることが重要です。性別に関する固定観念や偏見を解消し、誰もが平等で尊重される社会を築くための「意識づくり」を推進します。

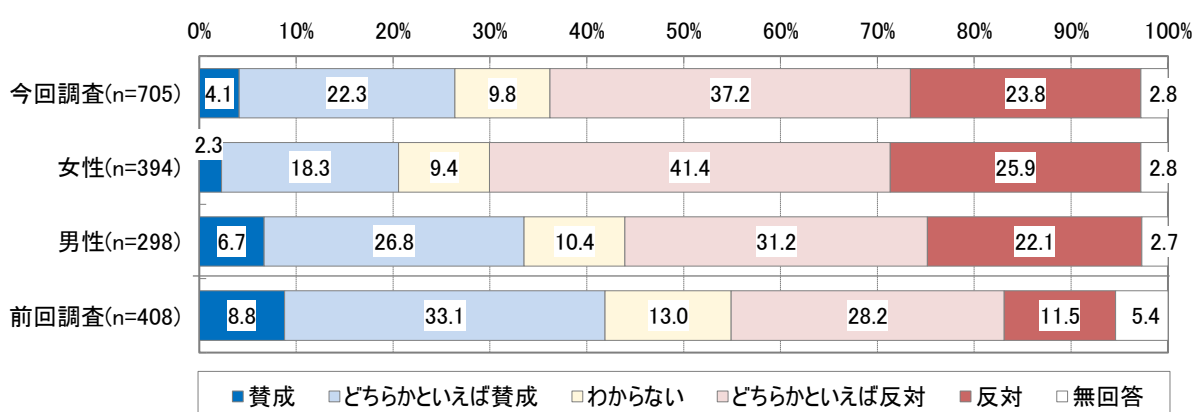
(1) 広報・情報発信・啓発の充実

① 広報啓発	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくために、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を充実します。
② 情報収集・提供	関係機関との連携の下に、男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集し、発信を行うとともに、男女共同参画の視点に立った調査・研究を実施します。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

① 学校等における男女平等教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、保育や学校教育の場で男女平等教育を推進します。また、子どもに接する教職員や保護者の男女共同参画意識の醸成を図ります。
② 学習機会の提供	男女がともに固定的な性別役割分担意識を見直し、能力を開発できるような学習機会や、メディア・リテラシーを高めることができる学習機会の充実を図ります。

● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



「男女共同参画に関わる意識調査」(令和5(2023)年実施)

○「反対」「どちらかといえば反対」と答える人が合わせて61.0%となり、前回調査より20ポイント以上増えています。

○男女の回答の差をみると、男性のうち「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は女性より10ポイント以上高く、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は女性より10ポイント以上低くなっています。

基本目標Ⅱ 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進

「仕事」と「家事、育児、地域活動や余暇活動などの生活」はどちらも暮らしに欠かすことができません。ワーク・ライフ・バランスを実現することは、それらのバランスをとり個人の幸せと社会全体の持続可能な発展につながります。働く場での意識改革の推進や、ワークとライフ両面の支援を進め、一人ひとりがライフステージや価値観に応じた選択を可能にする環境の充実を図ります。

(1) 働きやすい職場づくり、多様な働き方への支援

① 働く場での意識改革の推進	働く場での男女共同参画を実現するため、事業主および労働者に対して男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など関係法制度の周知を図ります。
② 働きやすい職場づくり	働く場での男女共同参画を実現するため、育児・介護休業制度などを利用しやすい環境づくりや、女性の職域拡大を図るための啓発を推進します。
③ 多様な働き方への支援	男女の多様な働き方への支援のため、職業知識や必要な技術の習得に関する学習機会の情報提供や、保育サービスの充実を図ります。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

① ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	仕事と生活の調和を図り、男女ともに家庭や地域に参画できるよう、事業主および労働者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。
② 子育てや介護に対する支援	男女がともに仕事と子育て・介護等の両立ができるよう、育児・介護休業制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくり、保育サービスの情報提供の充実を図ります。

(3) 市民活動や地域社会における男女共同参画の推進

① 地域における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画の推進のため、地域活動・ボランティアへの男女の参画や団体における女性の役職への登用を促進します。活動を通じて男女共同参画社会の実現に寄与する諸団体・グループのネットワークづくりを推進します。
② 防災・防犯の推進	男女共同参画の視点から地域における防災・防犯の取組を推進します。

基本目標Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

全ての人が性別や年齢、立場に関わらず尊重され、安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶と人権の確立が重要です。暴力の防止や被害者の支援に向けた取組を進め、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。

(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

① 暴力の防止と根絶に向けた啓発の推進	あらゆる暴力は、犯罪であり、人権を著しく侵害するものであるとの認識を深め、その防止と根絶に向け、さまざまな媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。
② 相談体制の充実と被害者支援	さまざまな暴力による被害者が相談しやすいよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し被害者への支援を図ります。

(2) 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進

① 早期発見と相談体制の充実	DVを早期に発見し、また被害者が安心して相談できるよう、体制の充実を図ります。また男性の被害者および加害者への相談窓口も充実します。
② 支援体制の強化と被害者の保護	関係機関との連携により、DV被害者の安全確保を強化します。また、関係課・関係機関との連携により、DV被害者の自立に向けた支援に取り組みます。

(3) ハラスメント防止対策の推進

① 周知啓発と情報提供	セクシュアル・ハラスメントをはじめ、各種のハラスメントは人権侵害であるとの認識を深め、職場や学校、地域等あらゆる場でのハラスメントを防止するための啓発を推進します。
-------------	--

(4) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	各種媒体を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について理解を深めるための情報発信に努めるとともに、思春期における心とからだ、妊娠・出産等に対する相談や支援サービスの充実を図ります。
② 女性の健康支援	生涯を通じて女性が健康を保持・増進していけるよう、健康づくりや健康診査をはじめとする各種の対策の充実を図ります。

基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において男女共同参画の視点をもった取組の充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画、困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備、女性の活躍推進など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

（１）政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進

① 審議会等への女性の参画促進	政策・方針の立案および決定の場へ女性の参画を図るために、審議会等への女性の登用を促進します。
② 女性の管理職・役員等への登用	市職員および教職員の管理職への女性の登用を推進し、また職員に対する研修や学習の機会を充実します。また、事業所や各種団体における方針の立案および決定の場において女性の参画が向上するよう、人材発掘やポジティブ・アクションなどの啓発を推進します。

（２）困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

① 困難な問題を抱える女性への支援	女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人に対する相談体制の充実を図り、重層的な支援を行います。
② その他の困難を抱える人々への支援	経済的に困難な状況にある人や、日本語の読み書きが困難な人などに対して、適切なサービスを提供できるよう、質と量の観点から充実を図ります。

（３）女性の活躍推進

① 女性の職業生活における活躍推進	女性活躍推進法に基づく「柏原市における女性の活躍の推進に関する推進計画」として本プランと位置づけ策定します。また、別に本市としての「特定事業主行動計画」を同法に基づき策定します。
② 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進	働く場での男女共同参画を実現するため、事業主および労働者等に対して、男女雇用機会均等法等の関係法制度の周知を図るとともに、女性の職域拡大への取組を推進します。



計画の推進

男女共同参画があらゆる分野にわたる課題であることを認識し、本プランを総合的・効果的に推進するため、庁内関係各課の一層の連携、市民や事業者、大阪府その他関係機関との協働・連携のもとに施策推進を図ります。

本プランに掲げられた施策の実施状況や目標指標の達成状況について進行状況を検証・評価し、施策の充実・見直しについて検討を行うなど、総合的かつ円滑な推進に努めます。

施策の指標

項 目			現 状 令和 5 (2023) 年	目 標 (令和 15(2033)年)
用語の認知度	ジェンダー	女性	90.6%	95%
		男性	82.6%	
	男女共同参画社会	女性	68.8%	85%
		男性	71.7%	
	ワーク・ライフ・バランス	女性	63.7%	75%
		男性	62.7%	
男女平等感 (「平等になっている」と思う人の割合)	家庭生活	女性	29.7%	55%
		男性	39.6%	
	地域・社会活動への参加	女性	28.9%	50%
		男性	41.6%	
	職場	女性	28.7%	40%
		男性	30.5%	
	社会通念・慣習やしきたり	女性	12.7%	30%
		男性	24.8%	
「男は仕事、女は家庭」という 固定的な性別役割分担について	肯定する人の割合	女性	20.6%	15%
		男性	33.5%	25%
D V について	各項目のうち、 半数以上の項目 に「暴力にあたる と思う」と回答 した人の割合	身体的DV (①なぐるける②なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす③物を投げる)	女性 69.3%	80%
		男性 64.4%		
		精神的DV (④大声でとる⑤長期間無視をする⑥暴言をあげる⑦交友関係や行動を細かく監視し、制限する⑧外出を制限する)	女性 54.3%	70%
		男性 37.6%		
		経済的DV (⑨生活費を渡さない⑩働くことを妨害する)	女性 59.4%	70%
		男性 45.3%		
		性的DV (⑪嫌がっているのに性的な行為を強要する⑫無理やり性的な映像や画像を見せる)	女性 66.8%	80%
		男性 57.0%		
DVの後「相談するほどのことではないと思った」人の割合		女性	61.5%	50%
		男性	86.3%	

1年ごとの調査

		現状 (令和 6 (2024) 年)	目標 (令和 16(2034)年)
審議会等の女性委員の割合		24%	35%
女性委員のいない審議会の数		5	0
市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合		20.4%	40%
教職員の管理職(校長)における女性の割合	小学校	40%	50%
	中学校	0%	15%
区長における女性の割合		1.7%	10%

第4期 かしわら男女共同参画プラン 概要版

令和 7 (2025) 年 3 月 発行 柏原市 市民部 人権推進課

〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号

電話：072-972-1501 (代表) FAX：072-972-2131